

## 町税の納付は便利な口座振替で

町税は、便利な「口座振替」をお勧めしています。最初の申込の時だけ金融機関または税務課窓口で手続きをすれば、わざわざ納付のために出かけなくてすみ、また納付忘れの防止にもなり、便利です。

### 口座振替できる税は？

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税  
※町県民税、国民健康保険税の特別徴収（給料、年金からの天引き）は除く。

### 取扱金融機関はどこですか？

- ①埼玉りそな銀行★、りそな銀行、三井住友信託銀行、武蔵野銀行★、埼玉縣信用金庫★、埼玉みずほ農業協同組合★、ゆうちょ銀行（郵便局）★
- ②川口信用金庫
- ③みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行
- ④中央労働金庫

### 申込方法は？

「町税等口座振替依頼書」で口座振替する金融機関の窓口へ直接お申込みください。上記の①は町内の支店等、②は宮代支店、③は春日部支店、④は久喜支店に備えてあります。また、税務課窓口にも備えてあります（郵送可）。  
なお、当初の納税通知書に「町税等口座振替依頼書」がついている場合は、そちらでも手続可能です。

問合せ 税務課 収納担当 内線240・244



### 申込に必要なものは？

預金通帳、通帳届出印  
※埼玉りそな銀行は、口座振替する口座の名義と納税義務者が同じ、かつ、ご本人が窓口で申込手続きをされる場合「キャッシュカード+暗証番号」で申込可能です。  
※ペイジー口座振替受付サービスは、役場窓口でキャッシュカード+暗証番号で申込可能です。（ペイジー口座振替サービスをお申込みできる金融機関は、取扱金融機関の★印の金融機関です。）

### 口座振替の開始はいつから？

「町税等口座振替依頼書」を提出された日の翌月末以降で、最初に到来した納期からの振替です。

### 振替日はいつ？

各納期限の日となります。町県民税、固定資産税は、年度の全期分を一括で振替することもできます（選択制）。その場合、第1期に全期分を振替ます。

## 固定資産や償却資産の届出をお忘れなく！

### ■ 固定資産の手続き

#### ◆家屋を取り壊した、未登記の家屋を売却した時は…

令和4年中に家屋を取り壊した方や未登記家屋を売却した方で、役場への届出を済ましていない場合は、すみやかに税務課資産税担当へご連絡ください。連絡がない場合、既にお持ちでない家屋に課税されてしまうことがあります。連絡をいただくことで、必要な手続きや職員の現地確認についてご案内します。

#### ◆納税義務者が死亡した場合は…

令和4年中に納税義務者（土地・家屋等の所有者）が死亡した場合、相続人による「固定資産現所有者申告書」の提出が必要です。（法的に相続を確定するための相続登記の手続とは異なる、固定資産税だけに係る税務課への届出です。）



### ■ 償却資産の手続き

#### ◆毎年1月は「償却資産申告」の期間です

「償却資産」とは、土地・家屋以外で事業に使える資産（看板・駐車場舗装・パソコン・エアコン等）です。令和5年1月1日を基準として町内に所在するものは、1月31日までの申告が必要です。申告用紙は税務課窓口や町ホームページにあります。なお、昨年度申告した方には、12月中旬に申告用紙またはハガキ等を送付します。

#### ◆「償却資産申告」は電子申告も可能です

償却資産申告は、eLTAX（エルタックス）で電子申告できます。自宅やオフィスから申告できるため、とても便利です。詳しくは、地方税ポータルシステム（https://www.eltax.lta.go.jp）ヘルプデスク ☎0570（081）459）にお問合せください。

問合せ 税務課 資産税担当 内線245・246

## 納税相談に関する「夜間・日曜窓口」開設中！

町税は、町民の皆さんの所得や資産の所有などに応じてご負担いただくもので、町が行政サービスを行っていく上で大切な財源となります。

町税は、定められた納期限までに自主的に納めていただくものですが、平日の開庁時間内に仕事等で納税や相談にご来庁できない方のために、町では、年間を通して納税・相談窓口を毎月1日ずつ「夜間・日曜窓口」として開設しています。ぜひご利用ください。

日時 **夜間窓口** 第2火曜日 17時15分～20時 ※祝日の場合、翌日の水曜日

**日曜窓口** 最終日曜日 9時～16時30分

場所 税務課（役場第3庁舎1階⑥番窓口）

※町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税のみのお取扱いです。  
また、納税証明書等の発行および電話での相談は行っていません。

問合せ 税務課 徴収担当 内線438

毎月の夜間・日曜窓口の開設日時はP21をご参照ください。

## 新型コロナウイルス接種のご案内

問合せ 杉戸町コロナワクチンコールセンター ☎0570（021）567 9時～17時（土・日・祝日を除く） FAX048（647）4484 ✉info\_sugito.vaccine@jtb.com

## ■年末年始の感染拡大に備えて追加接種（3回目以降の接種）をご検討ください

オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種（3回目以降の接種）は、初回接種（1回目・2回目接種）を終了し、前回の接種から**3か月以上**が経過した**12歳以上**の方が対象で、1人1回接種することができます。接種を希望する方は、**インターネットまたは電話（コールセンター）**で予約してください。

新たに転入された方、「接種券」の再発行を希望する方は、コールセンターへご連絡ください

## ■区分および接種回によるワクチンの種類・対象年齢等

区分	接種回	ワクチンの種類	対象年齢	接種間隔	接種会場
成人	追加接種（3回目以降）	【新】2価ワクチン※（ファイザー）	12歳以上	前回の接種から <b>3か月</b> 経過後 △2価ワクチンの接種は <b>1人1回</b> までとなります。	生涯学習センター カルスタすぎと 【集団接種】 医療法人今井病院 【個別接種】
		【新】2価ワクチン※（モデルナ）	<b>18歳以上</b>		医療法人今井病院 【個別接種】
小児	追加接種（3回目）	小児用ワクチン（ファイザー）	5歳以上 11歳以下	1回目から <b>4週間</b> 後に2回目接種	生涯学習センター カルスタすぎと 【集団接種】
	初回接種（1・2回目）			2回目接種から <b>5か月</b> 経過後 1回目から <b>3週間</b> 後に2回目接種	
乳幼児	初回接種（1～3回目）	乳幼児用ワクチン（ファイザー）	6か月以上 4歳以下	1回目から <b>3週間</b> 後に2回目接種、2回目から <b>8週間</b> 後に3回目接種	生涯学習センター カルスタすぎと 【集団接種】

※杉戸町における、成人（12歳以上）の追加接種では、従来株とオミクロン株（BA.4-5）に対応した**ファイザー社**の2価ワクチンを使用しています。

## ■初回接種（1回目接種）の終了時期について

初回接種完了までの接種間隔や、ワクチンの使用期限等により、右表の日をもって初回接種（1回目接種）を終了する見込みです。接種を検討中の方は、お早めにご予約ください。

区分	終了予定日
成人（12歳以上）	12月26日(月)
小児（5～11歳）	12月24日(土)
乳幼児（6か月～4歳）	

### ワクチン接種の日時・会場・ワクチンの種類・予約枠数など

最新の情報は **町ホームページ** をご確認ください。

町ホームページ「ワクチン接種情報」



## 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金を給付します

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎（34）7300 内閣府コールセンター ☎0120（526）145

電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい令和4年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円の緊急支援給付金が支給されます。

対象となる世帯には11月下旬以降順次お知らせを通知していますが、住民税が非課税であっても、お知らせが届かなかった下記①～③に該当する場合は申請が必要です。該当する世帯の方は担当までご連絡いただくか、申請書類を町ホームページからダウンロードのうえ申請してください。

## 申請期限：令和5年1月31日(火)【必着】

- 令和4年1月2日以降に杉戸町に転入した方がいる世帯  
→令和4年1月1日時点にお住まいだった市区町村が発行する非課税証明書（写し可）が必要になります。
- 世帯の中に令和3年中の収入に対する未申告の方がいる世帯  
→令和3年中の収入申告が必要です。その結果世帯全員の住民税均等割が非課税となった場合に給支給対象となります。
- 予期せず家計が急変して収入が減少し、世帯全員が非課税相当となった世帯  
※①②ともに、世帯全員が住民税非課税となる場合に給付金の支給対象となりますが、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。  
③世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税（相当）水準以下である世帯が対象となります。